

香川県公立小・中学校臨時的任用教員(講師等)志望者登録案内

香川県教育委員会

香川県教育委員会では、県内の公立小・中学校に臨時的任用教員(講師・養護助教諭等)として勤務することを志望される方を対象として、標題の臨時的任用教員(講師等)志望者登録を受け付けます。

登録を希望する者は、別添「講師等登録票」及び「講師等履歴書」に必要事項を記入して、提出してください。

記

1 受付期間 随時

2 提出の手続き 原則、香川県「電子申請・届出サービス」による提出

- ◎ 特段の事情により電子申請での提出ができない場合は、持参又は郵送により受け付けます。
- ◎ 持参される場合は、土、日曜日及び祝日を除く8:30～17:15に受け付けます。
- ◎ 郵送による場合は、封筒の表に「講師等登録票等在中」と朱書してください。

- (1) 香川県教育委員会事務局 義務教育課
〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 天神前分庁舎 8F
- (2) 香川県教育委員会事務局 東部教育事務所
〒760-0068 香川県高松市松島町一丁目17番28号 高松合同庁舎5F
- (3) 香川県教育委員会事務局 西部教育事務所
〒765-0014 香川県善通寺市生野本町一丁目1番12号 仲多度合同庁舎3F

3 登録対象者

(1) 【一般登録】においては、下記の①、②、③の登録資格をすべて満たす者

(登録資格)

- ① 講師等志望者名簿に登録することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- ② 令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者
- ③ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教諭若しくは助教諭又は養護教諭若しくは養護助教諭の免許状を有する者(年度末までに当該免許状を有する見込みの者を含む。)

(2) 【身体障害者特別登録】においては、上記登録資格を満たす者であって、次の①、②の条件のいずれにも該当する者

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者
- ② 介護者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者

※「障害の等級・障害名」については、お持ちの障害者手帳等の記載内容等にしがたって記入してください。
なお、採用選考時に障害者手帳等の確認をします。

4 講師等履歴書の記入上の留意事項

(1) 講師等履歴書は、臨時的任用教員として採用する際の基礎的な資料となりますので、記入漏れのないよう正確に作成してください。

(2) 講師等履歴書の各項目の記載に当たっては、別に定める「記入例」にしがってください。

5 問い合わせ先

その他、香川県公立小中学校臨時的任用教員(講師等)志望者登録についての問い合わせは、以下の担当へお願いします。

香川県教育委員会事務局 義務教育課 人事グループ (電話番号)087-832-3743

また、この講師登録のほか、令和9年4月以降、育児休業又は配偶者同行休業を取得しようとする職員(教員)の代替職員として勤務する職員(任期付職員)を募集する試験を、11月ごろ実施する予定です。

令和9年度香川県公立小・中学校臨時的任用教員志望者登録要項

令和8年7月15日

香川県教育委員会事務局義務教育課

1 趣旨

この要項は、令和9年度において、香川県内の公立小学校及び中学校（以下「公立小・中学校」という。）の臨時的任用教員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定等に基づく講師、養護助教諭等の職への任用をいう。以下同じ。）に採用されることを志望する者（以下「講師志望者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

2 登録

講師志望者からの申し出により、令和9年度香川県立学校臨時的任用教員（講師等）志望者名簿（以下「講師等志望者名簿」という。）への登録を行うものとする。

3 登録資格

（1）【一般登録】においては、下記の①、②、③の登録資格をいずれも満たす者が講師等志望者名簿に登録することができる。（登録資格）

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- ② 令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者
- ③ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教諭若しくは助教諭又は養護教諭若しくは養護助教諭の免許状を有する者（年度末までに当該免許状を有する見込みの者を含む。）

（2）【障害者特別登録】においては、上記登録資格を満たす者であって、次の①、②の条件のいずれにも該当する者が講師等志望者名簿に登録することができる。

- ① 身体障害者手帳（1級から6級まで）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- ② 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教諭若しくは助教諭又は養護教諭若しくは養護助教諭の免許状を有するもの（年度末までに当該免許状を有する見込みの者を含む。）

4 登録手続き

（1）講師志望者は、電子申請にて「講師等登録票及び講師等履歴書」に必要事項を記入し提出する。

特段の事情により、香川県電子申請・届出サービスがどうしても利用できない場合は、下記に連絡・提出することとする。

勤務希望地域	提出先
① 県内どこでも可	香川県教育委員会事務局 義務教育課 〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 天神前分庁舎 8F TEL 087-832-3743

② 小豆郡・さぬき市・ 東かがわ市・高松市・ 木田郡・香川郡	香川県教育委員会事務局 東部教育事務所 〒760-0068 香川県高松市松島町一丁目 17 番 28 号 高松合同庁舎 5F TEL 087-837-8778
③ 坂出市・綾歌郡・ 丸亀市・仲多度郡・ 善通寺市・三豊市・ 観音寺市	香川県教育委員会事務局 西部教育事務所 〒765-0014 香川県善通寺市生野本町一丁目 1 番 12 号 仲多度合同庁舎 3F TEL 0877-62-0754

(2)「講師等登録及び講師等履歴書」は、随時受け付けるものとする。

5 名簿登載

(1) 東部教育事務所長及び西部教育事務所長は、講師志望者からの「講師等登録票」を受理した時は、直ちに当該講師志望者を「令和9年度公立小・中学校講師等志望者名簿」に登録しなければならない。

(2)「令和9年度公立小・中学校講師等志望者名簿」に登録された講師志望者（以下「名簿登録者」という。）で、公立小・中学校の臨時的任用教員に採用されることを志望しなくなったときは、速やかにその旨を東部教育事務所長又は西部教育事務所長に届けなければならない。

6 採用

(1) 東部教育事務所長及び西部教育事務所長は、公立小・中学校の講師等の職に臨時的任用を行う必要が生じたときは、名簿登録者のうちから、選考により、当該職への採用を行うものとする。

(2) 東部教育事務所長及び西部教育事務所長は、名簿登録者を臨時的任用教員として採用しようとするときは、直ちにその旨を当該名簿登録者に通知しなければならない。

7 講師等志望者名簿の失効

講師等志望者名簿は、令和10年3月31日をもってその効力を失う。

8 委任

この要項に定めるもののほか、令和9年度における公立小・中学校の臨時的任用教員の採用に関し、必要な事項は、義務教育課長が定める。